

長崎県立大学動物実験室利用細則

平成 24 年 4 月 1 日
細 則 第 5 号

改正 令和 3 年 12 月 1 日細則第 40 号

(目的)

第 1 条 この細則は、長崎県立大学動物実験規程（平成 20 年規程第 11 号）「以下「動物実験規程」という。」第 16 条の規定に基づき、動物実験室の利用について必要な事項を定める。

(利用の原則)

第 2 条 長崎県立大学動物実験室（以下「動物実験室」という）の利用者は、研究、教育及び本学の運営上必要と認められる者に限る。

(施設長、実験動物管理運営委員)

第 3 条 動物実験委員会に動物実験施設長（以下「施設長」という）を置く。

- 2 施設長は、動物実験に関して優れた識見を有する者から学長が指名する。
- 3 施設長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長の指名した者がその職務を代行する。
- 5 施設長は、動物室の運営（設備の保守・点検、施設の環境保全等）、動物の飼養管理（動物の配置、その他）、共同利用物品（飼養に必要な消毒薬・機材等）の購入、事務的業務（動物の入退の管理・集計、経理、利用者への広報、その他）などの業務を行う。
- 6 栄養健康学科長は、栄養健康学科の常勤教員の中から実験動物管理運営委員 4 名を指名する。
- 7 実験動物管理運営委員は、施設長を補佐するものとする。

(利用資格)

第 4 条 動物実験室を利用できる者（以下「利用者」という）は以下のとおりとする。

- (1) 本学教員、大学院生、卒業研究の学生、客員研究員又は研究生であって、動物実験委員会が資格を認めた者
- (2) 本学教員の指導監督下の学部学生（学生実験・実習等）
- (3) その他、動物実験委員会が認めた者

(利用者の登録)

第 5 条 新規の利用希望者は、本学動物実験規程第 15 条に定める、所定の教育訓練を受講し、その実験責任者は、動物実験室利用新規登録申請書（様式第 1 号）により動物実験委員会に登録の申請をし、年度内の許可を得るものとする。ただし、教育訓練の受講に関して、前条第 2 号に定める学部学生はこの限りではない。

- 2 継続して利用する者は、年度毎に動物実験室利用登録更新願（様式第 2 号）により登録の更新手続きをしなければならない。
- 3 前条第 2 号に定める学部学生を指導する教員は、動物実験室利用新規登録申請書（様式第 1 号）により、指導監督下の学部学生名を動物実験委員会に届け出なければならない。
- 4 動物実験委員会は、登録申請者並びに前条第 2 号に定める学部学生に、本学動物実験規程及び利用細則を遵守させ、実験動物取扱い及び利用に関する教育訓練を受講させる。ただし、登録を更新する者は原則としてこの限りではない。

(利用期間及び時間)

第 6 条 動物実験室の利用期間は、原則として 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。ただし、施設の点検・調整期間を除くものとする。

- 2 動物実験室の出入時間は、原則として平日は8時30分から18時まで、土曜、日曜、祝日は8時30分から15時までとする。
- 3 時間外の利用に際しては、利用者の責任において動物の逃亡防止、消灯、施錠等に気を付け、事故のないようにしなければならない。

(動物実験室への入退室)

第7条 動物実験室を利用する際は、所定の履物及び衣類を着用する。

- 2 動物実験室を利用する際は、備え付けの動物実験室入退室記録簿に必要事項を必ず記入する。
- 3 入退室時に、備え付けの消毒液にて手指消毒を励行する。
- 4 見学者を動物実験室に立ち入らせる必要がある場合には、施設長の許可を得た上で、利用者の責任において行う。

(動物の発注・受入)

第8条 実験動物の発注及び動物実験の実施は、動物実験計画書提出後に学長の承認を得た後でなければ行うことができない。

- 2 実験動物の発注・搬入を行う場合、前もって実験動物搬入届(様式第3号)に必要事項を記入の上、施設長に提出する。
- 3 原則として、土曜、日曜、祝日及び利用時間外は動物の受入を行わない。
- 4 受入時において動物に異常が認められた場合、施設長と実験責任者は、協議の上適切な処置を行う。また、すでに収容された動物であっても異常が認められ、飼養管理上不適当と判定される場合についても同様の処置を行う。

(動物の検収・検疫)

第9条 利用者は受入した動物について第7条に準じた発注事項を確認した上で、所定の検収を行い、また必要に応じて検疫を行う。

- 2 検収・検疫において異常が認められた場合、施設長と実験責任者は、協議の上適切な処置をする。また、すでに収容された動物であっても異常が認められ、飼養管理上不適当と判定される場合についても同様の処置を行う。

(動物の配置)

第10条 利用者は受入した動物を速やかに動物飼育室へ配置する。

(動物の飼養・管理)

第11条 動物の飼養・管理(給餌、給水、床敷交換、ケージの交換等)は、利用者が責任をもってこれを行う。

- 2 原則として、ケージ交換は2週間に1回以上、床敷交換は週3回以上(可能な限り毎日)とし、利用者が責任をもって行う。
- 3 固形飼料や特殊飼料の給餌、飲料水の給水、体重の計測等の作業は利用者が行う。
- 4 使用後のケージ等の洗浄、消毒及び保管作業は利用者が行う。
- 5 施設使用中に異常を認めた時、利用者は速やかに施設長に連絡する。
- 6 照明、温湿度調節等の管理は、施設長及び利用者が責任を持って行う。
- 7 実験が終了した動物は、無目的に飼養することなく速やかに適切な処置をとる。
- 8 みだりに繁殖の用に供することによる動物への過度の負担を避けるため、原則として繁殖は認めない。実験目的上繁殖を必要とする場合については、この限りでない。ただし、長期にわたる繁殖を行う必要がある場合は、定期的に動物の感染等の検査を専門機関に依頼し、その結果を委員会に報告しなければならない。

(動物の搬出・再搬入等)

第12条 死亡又は実験終了による処分及び動物搬出を行う場合、実験動物搬出・処分・死亡届(様式第4号)に必要事項を記入の上、施設長に提出する。

2 動物実験室外に搬出された動物は、原則として動物飼育室への再搬入を認めない。

(施設の清掃)

第 13 条 動物室内の各室の清掃作業は利用者が行い、使用前の状態にする。

(動物の屍体・廃棄物の処理)

第 14 条 動物の屍体(臓器)は、利用者がフリーザー内へ収納する。

- 2 実験動物管理運営委員は、フリーザー内屍体(臓器)の収納状況に応じ、適時業者に連絡し処理する。
- 3 各飼養室内で生じた廃棄物、汚物等は、利用者自身が可燃物・不燃物に分類し、所定の容器に入れ廃棄処分する。

(実験室の利用)

第 15 条 実験、手術等で実験動物施設を長時間にわたって占有する必要がある場合には、使用希望者は、備え付けの予定表に必要事項を記入・予約し、施設長に届け出る。予約は原則として1件のみとし、使用順位は先着順とするが、共同利用希望者がある場合は、施設長が調整する。

- 2 実験・手術に要する衣類等は、利用者が準備し、定期的に洗濯を行う。
- 3 手術後の動物は、麻酔を覚ました後、利用者が各飼養室の所定のケージへ戻すなど、適切な処置をすること。
- 4 利用者は実験室の使用後、清掃を行い、機器・実験具等も洗浄して所定の位置に整理整頓をし、原状に復してから退室する。なお、退室に際しては掲示のチェックポイントを確認すること。
- 5 実験・手術等で生じた屍体汚物の処置は、第 13 条に準ずる。
- 6 実験・手術に際して利用者が持ち込んだ機器・実験用具等は、原則として施設内には保管しないこと。また、備え付けの機材・実験用具は施設外へ持ち出してはならない。
- 7 代謝ケージ(30 匹分対応のケージを 2 台所有)の使用を希望する者は、備え付けの代謝ケージ使用予定表に必要事項を記入・予約する。使用順位は原則として先着順とするが、共同利用希望者がある場合は施設長が調整する。

(特殊実験の実施)

第 16 条 動物実験室内での R I ・バイオハザードは禁止する。

- 2 有害物質実験は、使用許可申請を動物実験委員会に提出し、許可を得て行うことができる。ただし、使用場所・使用方法などについては動物実験委員会の指示に従わなければならない。有害物質とは、以下に該当する物質をいう。
 - (1) 労働安全衛生法上指示されている法定化学物質等、鉛及び有機溶剤
 - (2) 高度の発癌性物質
 - (3) 高度の毒性物質
 - (4) その他動物実験委員会が指定する物質

(禁止行為)

第 17 条 施設等での飲食・喫煙、ラジオ等の持ち込みを禁止する。

(経費の負担)

第 18 条 特殊飼料及び実験のために必要な物品等は各利用者が購入する。

- 2 動物及び飼養経費(飼料、床敷の経費など)は利用者の負担とする。
- 3 共同利用のために必要な消耗品等の経費は、施設長が年度はじめに利用予定者から徴収した経費で支払う。

(利用者の責任)

第 19 条 利用者は、動物実験室が共同利用の施設であることを十分認識し、利用にあたってはお互いに妨げにならないように配慮する。

- 2 利用者は、動物実験室利用細則を遵守し、動物実験室の秩序及び清潔の保持に努め、施設を常に良好な状態に保つよう配慮する。
- 3 利用者が故意又は過失により動物実験室内設備・備品を破損又は紛失したときは、速やかに施設長に連絡し、利用者は原則としてその損害を負担する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
(旧大学動物実験室利用細則の廃止)
- 2 県立長崎シーボルト大学動物実験室利用細則は廃止する。

附 則 (令和 3 年 12 月 1 日細則第 40 号)

この細則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

一部改正 [令和3年細則第40号]

動物実験室利用新規登録申請書

令和 年 月 日 提出

長崎県立大学

動物実験委員会委員長 様

年度 長崎県立大学動物実験室新規利用者の登録を申請します。

所属： _____ 学部 _____ 学科 _____

実験責任者： _____

新規登録申請者	職名 (学年)	講習会参加有無* (管理者記入欄)	承認の可否* (委員会記入欄)	備考*
1		有・無	可・否	
2		有・無	可・否	
3		有・無	可・否	
4		有・無	可・否	
5		有・無	可・否	
6		有・無	可・否	
7		有・無	可・否	
8		有・無	可・否	
9		有・無	可・否	
10		有・無	可・否	

*は記入しないこと。

(様式第2号)

一部改正 [令和3年細則第40号]

動物実験室利用登録更新願

令和 年 月 日 提出

長崎県立大学

動物実験委員会委員長 様

年度 長崎県立大学動物実験室利用者登録の更新を申請します。

所属： _____ 学部 _____ 学科 _____

実験責任者： _____

登録更新申請者	職名 (学年)	講習会参加有無* (管理者記入欄)	承認の可否* (委員会記入欄)	備考*
1			可・否	
2			可・否	
3			可・否	
4			可・否	
5			可・否	
6			可・否	
7			可・否	
8			可・否	
9			可・否	
10			可・否	

*は記入しないこと。

(様式第3号)

一部改正 [令和3年細則第40号]

実験動物搬入届

令和 年 月 日 提出

長崎県立大学動物実験施設長 様

所属： _____ 学部 _____ 学科 _____

実験責任者： _____

承認番号	
動物	
系統	
週齢	
体重	
性別	
匹数	
納入業者	
搬入日	
終了予定日	

備考：実験動物業者以外の施設から動物を搬入する場合、その施設の名称、所在地、電話番号および輸送方法等を記載してください。

《連絡事項》

《管理者記入欄》

※施設長記入事項

受 付：令和 年 月 日

最終搬出日：令和 年 月 日

(様式第4号)

一部改正 [令和3年細則第40号]

実験動物搬出・処分・死亡届

令和 年 月 日 提出

長崎県立大学動物実験施設長 様

所属： _____ 学部 _____ 学科 _____

実験責任者： _____

該当するものに○をつけて下さい。

() 搬出、 () 処分、 () 死亡

承認番号	動物名	性別	匹数	備考

《連絡事項》

《管理者記入欄》